

入札公告

沖縄県が発注する令和3年度県民健康・栄養調査業務委託について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年9月27日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 入札に付する事項

- (1) 事業名：令和3年度県民健康・栄養調査事業
- (2) 契約内容：仕様書のとおり
- (3) 契約期間：契約締結の日から令和4年3月31日まで

2 入札参加資格等

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 沖縄県内に本店又は支店、営業所を有すること。
- (2) 営業年数が令和3年4月1日現在において3年以上であること。
- (3) 調査業務に関して直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- (4) 沖縄県税の滞納がないこと。もしくは納付先都道府県税の滞納がないこと。
- (5) 国、地方公共団体等の調査業務についての実績が、直近4事業年度以内（平成29～令和2年度）に2つ以上あること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (9) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員と関係を有している者でないこと。
- (10) 個人情報扱うため、秘密の保持の徹底や業務場所などが確保できるなど、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備し、また、一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの登録証又は同等以上の認証等を有している事業者であること。
- (11) 上記の他、仕様書に掲げる事項について確実に実施できる体制を有し、必要とさ

れる人員の配置ができること。

3 一般競争入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者及び同条第 2 項各号に該当する者で、その事実があった後 2 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者。

4 申請の方法等

(1) 当該業務の入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を (2) に掲げる提出場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書【様式第 1 号】

イ 法人にあたっては、登録簿謄本（原本証明を付した写し可）

ウ 個人にあたっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

エ 沖縄県税について滞納がないことを示す納税証明書もしくは納付先都道府県税の滞納がないことを示す納税証明書（令和 2 年度）

オ 直近 4 事業年度以内の国、地方公共団体等の調査業務についての実績を証する書類【様式第 3 号】【様式第 4 号】（実績 2 件以上）

(2) 申請書等の入手場所及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

沖縄県保健医療部 健康長寿課 健康推進班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話 098-866-2209

(3) 申請書の受付期間

令和 3 年 9 月 27 日（月曜日）から令和 3 年 10 月 7 日（木曜日）まで

（土日及び祝日を除く。）とし、受付期間はそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

5 資格審査結果の通知

資格審査結果は、郵送により通知する。

6 資格審査の有効期限

入札参加資格を付与された日から契約締結日までとする。

7 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあたっては、代表者の氏名）

- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあたっては、資本金
- (6) 電話番号

8 資格の取り消し等

- (1) 参加の資格を有する者が3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

9 資格の適用範囲

この公告で定める入札に参加できる者の資格は、沖縄県が実施する令和3年度県民健康・栄養調査事業業務一式に係る一般競争入札に限り、適用する。

10 契約条項を示す場所及び期間

(1) 契約条項を示す場所

沖縄県保健医療部 健康長寿課 健康推進班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 電話 098-866-2209

(2) 契約条項を示す期間

この公告の日から令和3年10月7日（木曜日）まで（土日及び祝日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

11 入札説明会

実施しない。

12 入札執行の日時及び場所

令和3年10月12日（火曜日） 14時 沖縄県庁舎4階第5会議室

13 入札保証金

入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証金保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じとする契約を締結し、かつ、誠実に履行したことを証明する証明書を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者がした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が脱落し、又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- (9) 連合又はその他不正な行為があった入札

15 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、再度の入札は原則として2回を限度とする。
- (4) 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

16 支払方法

概算払い可（要調整）

17 その他

- (1) 申請関係書類、入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札に代理人が出席する場合は、委任状を当日提出するものとする。